

教職第1244-3号
令和7年1月24日

各市町村立学校長 }
各市町村教育委員会事務主管課長 } 様

教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

令和6年分給与所得者の源泉徴収票の配信について（通知）

日頃から適正な給与支給事務について、御協力いただきお礼申し上げます。

貴所属職員の令和6年分給与所得者の源泉徴収票を、令和7年1月27日（月）に市町村立学校給与等報告システムにて配信します。

つきましては、お手数ですが源泉徴収票を印刷し、下記の点に御留意の上、職員に交付して下さるようお願いいたします。

記

1 源泉徴収票の取だし及び印刷方法について

- (1) 市町村立学校給与等報告システムのHOME画面左上「共通」から「帳票・ファイル取出」を選択。
- (2) 「処理分類」から「源泉・給報データ」を選択。
- (3) 「基準日等」欄に表示された最新の日付をクリックし、検索すると表示される以下のファイルをダウンロードする。
常勤：「SQLTQF20_源泉徴収票（マイナンバーなし）（令和2年度税制改正後）」
会計年度：「SKLTQF20_源泉徴収票（マイナンバーなし）（令和2年度税制改正後）」
- (4) **別紙1**「印刷設定」を参照し、職員につき2部（本人交付用と所属用）印刷する。
※ 複数所属で雇用がある職員の源泉徴収票は「主たる雇用」にのみ配信されます。

2 源泉徴収票の取扱いについて

- (1) 記載事項の確認について
1で印刷した源泉徴収票1部を職員本人に交付し（※）、もう1部を所属で保管してください（保存期限は7年です。）。
※ 記載事項のうち、住所については20文字までの記載となります。住所が途中で切れている場合は手書きで追記のうえ、交付してください。

(2) 再交付について

再交付は所属において行ってください。このことを職員に周知するとともに、職員から再交付の申請があった場合は、下記のとおり交付してください。

ア 所属用の源泉徴収票をコピーし、所属長の原本証明を行い、職員に交付してください。

イ 職員に異動があった場合の再交付は、旧所属で行ってください。

ウ 所属用とした源泉徴収票は紛失しないよう、特に注意してください。当課には控えがないため、再交付はできません。

3 源泉徴収票が再出力される職員について

(1) 対象者

以下に該当する職員は源泉徴収票が再出力されます。

ア 令和6年中に退職し、差額が支給された者

イ 令和6年中に所得税税額区分が「甲」から「乙」へ変更になった者（令和6年度中に任用のない者を除く）

※ 令和6年中に退職し、同一職員番号で再採用された場合は、最終所属にて源泉徴収票が配信されます。

(2) 令和6年中に異なる税額区分で任用があった職員について

令和6年中に異なる税額区分で任用があった職員の源泉徴収票については、市町村立学校給与等報告システムの年末調整累積情報の金額と今回配信される源泉徴収票の金額を確認のうえ、交付してください。なお、累積情報の確認方法については、教職員課県費事務担当から別途お知らせします。

(3) 交付について

再出力された源泉徴収票を交付（職員宅へ送付）してください。

なお、既に交付した源泉徴収票については、破棄するよう案内してください。

4 所得税申告区分の確認について

職員本人の申告誤り等により所得税申告区分に誤りがある場合は、職員本人が確定申告を行うよう周知してください。

5 扶養親族名等の確認について

扶養親族名等は、「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」により報告された氏名、フリガナが記載されています。

(1) 「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」の報告内容が誤っていた場合
源泉徴収票を手書きで修正の上、職員に交付してください。

(2) 「扶養親族報告」又は「扶養親族数報告書」で報告したとおり文字が出力されていない場合

電算システムの都合上、出力されない漢字があるため、手書きで修正の上、職員に交付してください。

6 住所の確認について

(1) 確認内容

源泉徴収票に記載されている住所と、令和7年1月1日現在の住民登録住所が一致しているか確認してください。

なお、確認の際は必ず職員本人が確認するよう徹底してください（臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員についても確認が必要です。）。

(2) 住所の訂正について

確認の結果、源泉徴収票の住所に誤りがある場合は、**別紙2**「住民税特別徴収に係る住所訂正依頼」（以下「住所訂正依頼」という。）を作成し、源泉徴収票の写しを添付の上、以下のとおり提出してください。

※ 住所の不一致が同一市区町村内の場合は、報告の必要はありません。

※ 「住所訂正依頼」では、給与マスタの住所を変更できないため、給与マスタの住所を修正する場合は、別途、例月の給与報告で修正してください。

ア 提出先

教職員課 給与管理担当

【メールアドレス】 a6660-03@pref.saitama.lg.jp

【件名】 （所属名）住民税特別徴収に係る住所訂正依頼の送付について

イ 提出期限

令和7年1月29日（水） ※ 期限厳守

※可能な限り速やかに御提出いただくようお願いします。

(3) 留意事項

源泉徴収票に記載されている住所の市区町村には、当課から令和7年度住民税課税資料となる報告書を提出します。

このため、源泉徴収票に記載されている住所と令和7年1月1日現在の住民登録住所が一致していない場合、住民税の重複課税や課税漏れ等が生じる場合がありますので、御注意ください。

7 住宅借入金等特別控除について

(1) 住宅借入金等特別控除額の確認について

平成21年1月1日から令和6年12月31日までの間に入居した者で、新築又は増改築をした住宅について所得税の住宅借入金等特別控除の適用がある者についても、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額が翌年度分の住民税

から控除されます。

源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」欄には、今回の年末調整により控除された額が記載されています。所得税から控除しきれなかった場合は、源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載されます（対象とならない場合、記載はありません。）。

住民税からの住宅ローン控除の詳細については、居住市区町村へ問い合わせるよう必ず職員に周知してください。

(2) 住宅の取得等が特定取得、特別特定取得、特例特別特例取得に該当する場合 別紙3を参照してください（対象とならない場合、記載はありません。）。

※ 「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

※ 「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

※ 「特例特別特例取得」とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいいます。

8 扶養親族における非居住者区分欄の変更について

令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲が変更となりました。源泉徴収票への記載については、別紙3を参照してください。

9 令和6年度税制改正に伴う特別控除（定額減税）について

令和6年分所得税については、定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されています。源泉徴収票への記載については、別紙3を参照してください。

定額減税に関する詳細は国税庁HP「[定額減税 特設サイト](#)」を御確認ください。

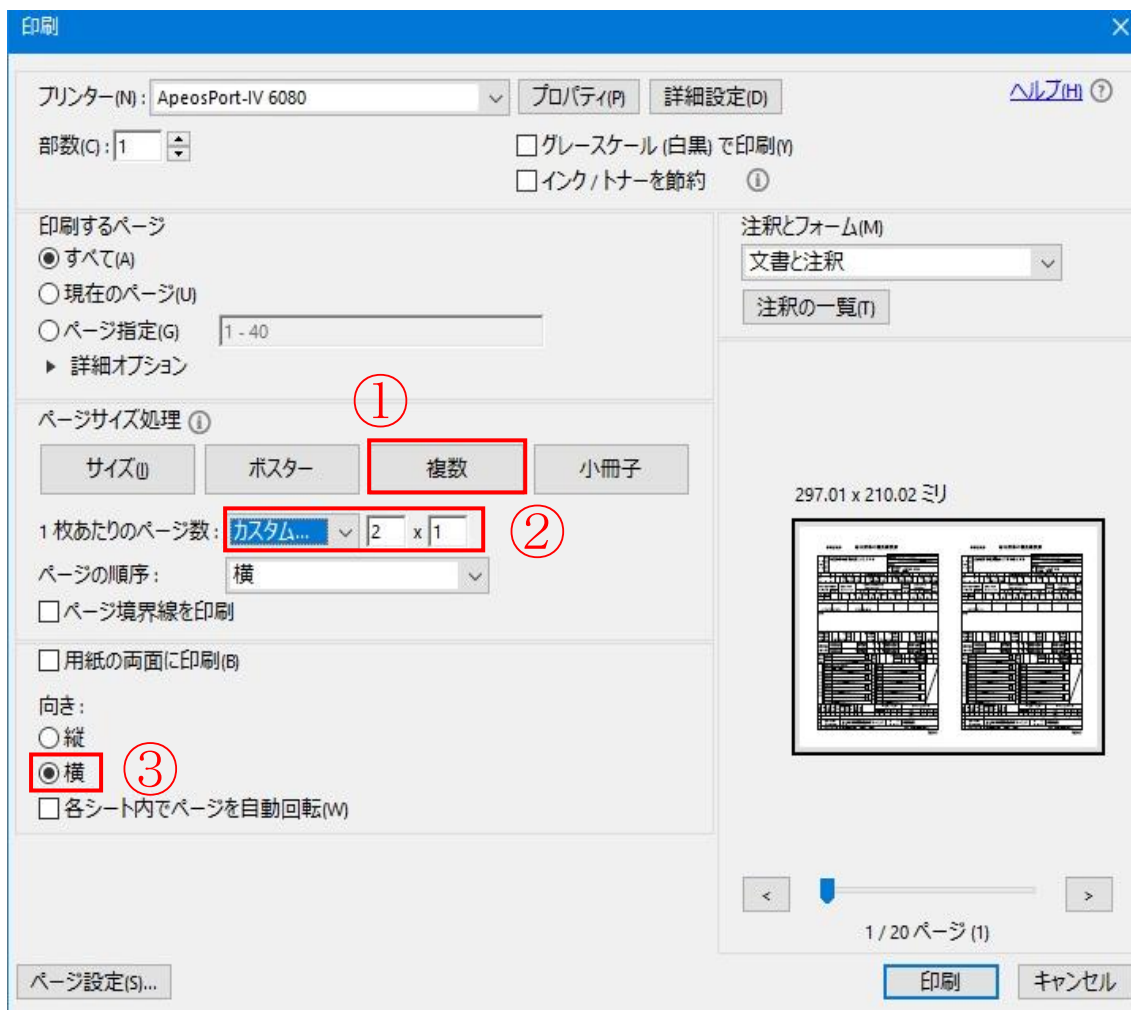
10 死亡退職者にかかる源泉徴収票について

死亡退職者については、死亡退職にかかる年末調整を行った際に発行された源泉徴収票を遺族の方へお渡しください。死亡退職者で所得税区分「乙欄」の者については、給与管理担当から源泉徴収票を発行いたします。

※今回配信された源泉徴収票の交付は不要です。

担当 給 与 管 理 担 当
電話 048-830-6671

印刷設定



- ① ページサイズ処理「複数」を選択
- ② 1枚あたりのページ数「カスタム」を選択し、「2×1」に設定
- ③ 向きを「横」にする
- ④ 各職員につき2部印刷し、二つに切り分けをする。1部を職員へ交付し、もう1部を所属用とする。
※内容は同一のもので、どちらを本人交付用又は所属用にしても構いません。

源泉徴収票の記載内容について

1 「非居住者である親族の数」欄

配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者の方がいる場合にはその人数が記載されます。

2 「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の各欄

年末調整の際に2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合は1回目、2回目の欄にそれぞれ記載されます。

(1) 「住宅借入金等特別控除適用数」欄

年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数が記載されます。

(2) 「居住開始年月日（1回目、2回目）」欄

和暦で年、月、日を分けて記載されます。

(3) 「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」欄

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分が記載されます。特定取得に該当する場合は（特）、特別特定取得に該当する場合は（特特）、特例特別特例取得に該当する場合は（特特特）が付記されます。

【例】住（特）、認（特特）、震（特特特）など

3 「控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」、「16歳未満の扶養親族」の各欄

それぞれの控除対象者の氏名、フリガナが記載されます。

また、控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に【*】が記載されます。控除対象扶養親族が非居住者の場合、以下の数字が区分の欄に記載されます。

【01】年齢16歳以上30歳未満の人又は70歳以上の人

【02】年齢30歳以上70歳未満の人のうち、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人

【03】年齢30歳以上70歳未満の人のうち、障害者

【04】年齢30歳以上70歳未満の人のうち、扶養控除の適用を受けようとする給与所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

4 「摘要」欄

(1) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名が記載されます。

また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が以下に該当する場合は、それぞれの文言が付記されます。

ア 16歳未満の扶養親族の場合は氏名の後に（年少）と付記されます。

【例】埼玉 五郎（年少）

イ 16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は氏名の後に（非居住者）と付記されます。

【例】埼玉 六郎（年少）（非居住者）

ウ 控除対象扶養親族が非居住者の場合は氏名の後に上記（3）記載の番号が付記されます。

【例】埼玉 七郎（01）

（2）同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）かつ当該配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、氏名の後に（同配）が付記されます。

【例】埼玉 花子（同配）

（3）所得金額調整控除の適用がある場合は、例のように表示されます。ただし、同一生計配偶者又は控除対象扶養親族の氏名が「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、摘要欄には記載されません。

【例】埼玉 花子（同配） 同一生計配偶者が特別障害者の場合

埼玉 一郎（調整） 扶養親族が特別障害者又は23歳未満の場合

（4）前職報告をしている場合は、①名称②住所（都道府県から市区町村まで）③退職年月日④収入額⑤所得税⑥社会保険料が記載されます。

【例】前職 （株）埼玉 埼玉県川口市 退職年月日 令和06年03月31日

収入額 1,000,000円 源泉徴収額 100,000円 社会保険料 20,000円

（5）退職手当等のある配偶者（退職所得を除く所得の見積額が133万円以下）または扶養親族（退職所得を除く所得の見積額が48万円以下）がいる場合、その配偶者または扶養親族に関して①（退）の付記された氏名②続柄③生年月日④住所⑤障害者または特別障害者である場合はその旨⑥国外に居住する非居住者である場合はその旨⑦退職所得を除いた合計所得金額の見積額⑧納税者が寡婦またはひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る）はその旨が記載されます。

【例】（退）埼玉 花子 妻 昭和37年5月1日 埼玉県さいたま市浦和区〇ー〇

1,000,000円

（6）令和6年度税制改正に伴う所得税の特別控除（定額減税）については、実際に控除した年調減税額（源泉徴収時所得税減税控除済額）、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（控除外額）が記載されます*。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記載されます。また、非控除

対象配偶者が障害者に該当する場合は、氏名の後に（同配）が付記されます。

* 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額 0 円」と記載されます。

【例 1】 一般的な場合

源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000 円 控除外額 0 円

【例 2】 非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合

源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000 円 控除外額 0 円

非控除対象配偶者減税有

【例 3】 非控除対象配偶者が障害者に該当する場合

源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000 円 控除外額 0 円

減税有 埼玉 花子（同配）

5 (源泉・特別) 控除対象配偶者及び配偶者の合計所得欄

(源泉) 控除対象配偶者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名・合計所得が記載されます。

6 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の表示位置

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の表示位置について、源泉徴収票中「社会保険料等の金額」上段に内数として表示されます。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の申告をしていない場合は、何も表示されません。

【例】

社会保険料等の金額	
千	円
150	000
300	000

7 「基礎控除の額」欄

基礎控除の額が 48 万円 (所得金額 2400 万円以下) の場合は、記載が省略されます。

8 「所得金額調整控除額」

所得金額調整控除の適用がある場合は、金額が記載されます。